

## 本検討会について

### 1 検討の目的

低炭素社会づくり行動計画(2008年7月29日閣議決定)に言及されているように、我が国では、食料、エネルギーについての「地産地消」(エネルギーは化石燃料の利用削減と再生可能エネルギーの利用拡大)の実現への期待が高まってきている。食料、エネルギーの地産地消が地域経済循環を活発化し、地域活性化に結びつく、との期待である。

また、原油を購入することにより、海外への所得移転に伴う我が国経済への悪影響を回避するため、経済対策として「更なる省資源型経済への移行」の必要性が指摘されている(平成20年版経済財政白書)。

他方、平成20年の地球温暖化対策推進法の改正により、地方公共団体実行計画に地域全体の総合的対策を盛り込むことが義務化され、かつ、①再生可能エネルギーの利用促進、②地域の事業者、住民の活動促進、③公共交通機関の利用促進、緑化等の地域環境の整備、④循環型社会の形成、の4項目については必須の記載事項とされた。

これらの地方公共団体の地球温暖化対策の推進により、化石燃料の移入額の減少等を通じ、冒頭述べたとおり当該地方公共団体の地域経済循環を活性化する可能性があるが、定量的な分析は乏しいのが実情である。

そこで、地球温暖化対策と地域経済循環との関係について、有識者の検討会を開催し、定量的な分析等を行うこととする。

また、集約的都市構造の構築や風の道の確保などの都市構造対策が地球温暖化対策として有効とされている。このため、地域経済循環の観点から、この都市構造対策を円滑化する手法を検討する。

### 2 検討会運営について

本検討会は、以下の点を踏まえ、運営する。

- (1) 本検討会は、環境省委託業務において、請負先である(株)エックス都市研究所が設置する任意の検討会として組織する
- (2) 本検討会は、委員の闊達な意見交換のため、原則非公開とする
- (3) 本検討会における議論については、その議事要旨及び資料を後日ホームページ等で公表する

### 3 検討会スケジュール

検討会は2008年12月から2009年3月において、4回、2時間程度の開催を予定する。